

## II 援護關係

# 重 点 事 项

# 第 1 中国残留邦人等に対する支援策の実施

## (1) 改正中国残留邦人等支援法の施行

平成 25 年 12 月 13 日、永住帰国した中国残留邦人等の配偶者に対する新たな支援策の創設等を内容とする、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正法が公布されたところ、改正内容の概要は以下のとおりである。

なお、今回の改正で新たに創設された配偶者支援金の制度運用等の詳細については、今後、必要な政省令、通知等をお示しすることとするので、改正法の施行日から配偶者支援金の支給が円滑に行えるよう御協力をお願いしたい。

### 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正

#### 1. 改正の趣旨

- 現行法は中国残留邦人等の帰国の促進について定めるとともに、永住帰国した中国残留邦人等とその配偶者に対して、その自立支援のため以下の支給を行うこととしている。
  - ① 満額の老齢基礎年金（中国残留邦人等）
  - ② 生活保護と同水準の支援給付（中国残留邦人等とその配偶者）
- 中国残留邦人等が亡くなった後は、配偶者に対しては、①の年金支給はなくなり、②の支援給付（夫婦世帯の 3 分の 2）のみになる。また、配偶者の大半は、(i) 高齢、(ii) 日本語が不自由、(iii) 日本の生活習慣に不慣れのため、②の支援給付だけでは日本で生活することは困難
- このため、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、中国残留邦人等の死亡後に支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

#### 2. 改正の概要

##### (1) 題名及び目的規定（第 1 条）

- ① 題名に「特定配偶者の自立の支援」を規定
- ② 目的規定で「特定配偶者の自立の支援を行う」旨明確化

##### (2) 定義規定（第 2 条第 3 項）

支援の対象となる配偶者を「特定配偶者」とし、特定配偶者を「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者」と定義

##### (3) 支援給付（第 14 条第 3 項）

特定中国残留邦人等が亡くなった後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定。なお、経過措置により、改正法施行時に現に支援給付を受けている配偶者であって「特定配偶者」に該当しないものについては、引き続き支援給付を行う。

##### (4) 配偶者支援金（第 15 条）

- ① 配偶者支援金の支給は、(3)の支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行う。
- ② 配偶者支援金の額は、老齢基礎年金（満額）の 2 / 3 相当額とする旨規定  
※ 支給額は、月額 43,250 円（平成 25 年度ベース）
- ③ 配偶者支援金の財源は、全額国費で措置する。

##### (5) 施行日

平成 26 年 10 月 1 日

## (2) 地域社会における生活支援等支援策の継続実施

各都道府県の協力により、生活支援等の支援策は順調に浸透しつつあるが、引き続ききめ細かな運用が図られるよう、御協力をお願いしたい。近年は中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する機会が増加していることから、特に自立支援通訳等の人的支援に重点をおいた支援をお願いしたい。

併せて、中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高まっていることから、平成 20 年 3 月 31 日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保について御協力をお願いしたい。

### 【参考】国土交通省通知

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 31 日付け国住備第 143 号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知）

また、厚生労働省においては、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための啓発を目的として毎年、地方において「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成 26 年度は、神奈川県での開催を予定している。

## (3) 支援給付事務の監査について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第 23 条に基づき、平成 21 年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成 26 年度以降も、支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4 年に 1 度の割合で行うことになっている。引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、平成 26 年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年 4 月中にお知らせする予定である。

## 第2 遺骨収集帰還等慰霊事業について

### 1 遺骨収集帰還事業について

#### (1) 南方地域等での遺骨収集帰還等事業

平成26年度の南方地域等への遺骨収集帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥沖縄、⑦硫黄島の7地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

#### ◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨収集帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成26年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシアでの実施を計画している。

#### ◎ 硫黄島での遺骨収集帰還事業

硫黄島での遺骨収集帰還事業については、国内で最多数の遺骨が未帰還であることから、積極的な遺骨収容を実施しており、平成26年度は、平成25年度までの掘削により発見された壕等の遺骨収容、滑走路地区及び硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施することになっている。

#### ◎ フィリピンでの遺骨収集帰還事業

フィリピンでの遺骨収集帰還事業については、フィリピン人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、平成23年10月に結果を公表。現在、事業を一時中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

## (2) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集帰還等事業

- ・ 平成26年度のロシア連邦等への遺骨収集帰還事業については、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④ザバイカル地方、⑤カザフスタン共和国の5地域を計画している。
- ・ 平成25年度に引き続き、平成26年度も民間団体等を活用したソ連抑留中死亡者の埋葬地資料調査を予定している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

## 2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

### (1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成26年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③マリアナ諸島、④トラック諸島、⑤マーシャル・ギルバート諸島、⑥インド、⑦中国、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

#### ◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成26年度も継続して実施することになっている。

### (2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成26年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③アムール州、④カザフスタン共和国の4地域での実施を計画している。

### (3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるように速やかに、各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員

等をお知らせすることになっている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

### 3 慰霊碑に関する事業について

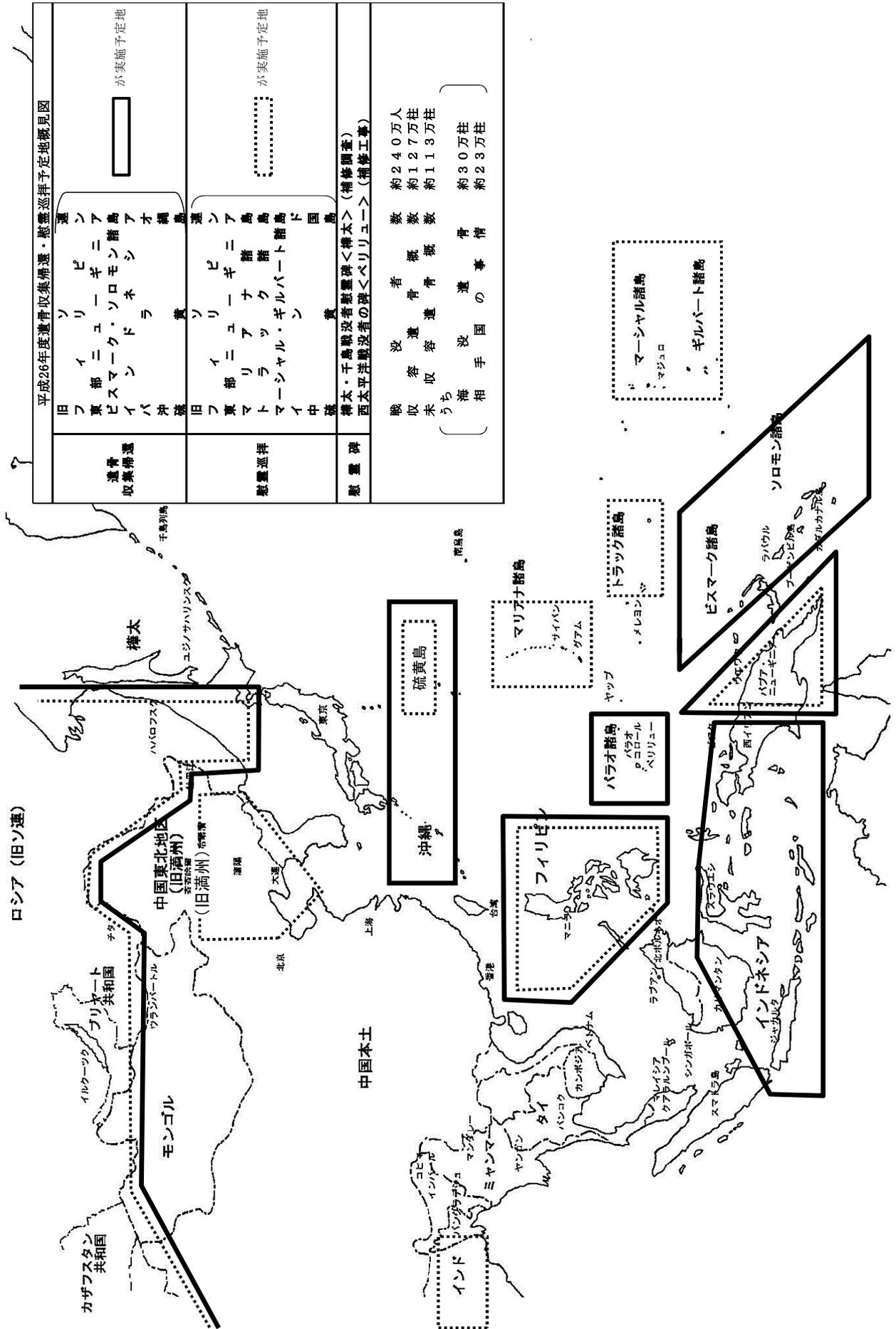
#### (1) 慰霊碑の維持管理等事業

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

#### (2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

# 平成26年度 遺骨収集帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図





### 第3 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、特定できた者は、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

平成21年度以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに4,426名（平成25年12月末現在）を特定することができた。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち約1万7千人については、名簿が未提供または情報不足等のため特定できていない。

厚生労働省としては、関係遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア側に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることにしている。都道府県でも関係遺族の現住所調査等での協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された（参考資料4参照）。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

#### 【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成25年12月末現在）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 36,000人
資料が未提供等の者	約 17,000人

## 第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

### 1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成25年12月末までに、関係遺族約9,600人にお知らせを送付し、約2,050人から申請があった。鑑定の結果、914柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に返還している。

平成25年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成26年6月に送付する予定である。

#### 【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

### 2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

# 都道府県別DNA鑑定結果

平成25年12月末現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	106	44	50	12	
2	青森県	45	24	16	5	
3	岩手県	58	24	29	5	
4	宮城県	29	13	10	6	
5	秋田県	25	8	14	3	
6	山形県	45	14	27	4	
7	福島県	39	17	18	4	
8	茨城県	42	16	21	5	
9	栃木県	25	14	9	2	
10	群馬県	25	14	9	2	
11	埼玉県	98	42	42	14	
12	千葉県	94	41	42	11	
13	東京都	159	63	69	27	
14	神奈川県	110	29	58	23	
15	新潟県	46	13	25	8	
16	富山県	23	11	8	4	
17	石川県	18	8	5	5	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	21	10	5	6	
20	長野県	51	22	20	9	
21	岐阜県	42	13	24	5	
22	静岡県	54	29	18	7	
23	愛知県	62	35	18	9	
24	三重県	26	13	11	2	
25	滋賀県	16	6	9	1	
26	京都府	30	11	15	4	
27	大阪府	78	39	28	11	
28	兵庫県	64	30	27	7	
29	奈良県	22	14	4	4	
30	和歌山県	25	16	5	4	
31	鳥取県	10	4	6	0	
32	島根県	30	17	10	3	
33	岡山県	39	18	17	4	
34	広島県	121	58	51	12	
35	山口県	38	29	8	1	
36	徳島県	10	5	5	0	
37	香川県	10	4	4	2	
38	愛媛県	38	16	11	11	
39	高知県	31	10	15	6	
40	福岡県	76	38	25	13	
41	佐賀県	12	3	4	5	
42	長崎県	19	10	7	2	
43	熊本県	26	16	7	3	
44	大分県	25	5	17	3	
45	宮崎県	24	16	6	2	
46	鹿児島県	41	24	15	2	
47	沖縄県	19	3	15	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,054	914	861	279	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

## 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成25年12月末現在

県コード	都道府県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
1	北海道	4	2	3		2	11
2	青森	1		2			3
3	岩手	1		2		1	4
4	宮城	3			1		4
5	秋田	1	1				2
6	山形	1		1	1		3
7	福島	1	1			1	3
8	茨城	1	1	1		1	4
9	栃木	2	2				4
10	群馬						0
11	埼玉	4	3		2		9
12	千葉	3	1	1	2	1	8
13	東京	5	2	2	4	5	18
14	神奈川	2	2	2		1	7
15	新潟	5				1	6
16	富山	3	2		1		6
17	石川	1	1	1			3
18	福井						0
19	山梨	1	1				2
20	長野	1			1		2
21	岐阜	2				2	4
22	静岡	2	3	1	1		7
23	愛知	5	5		2	1	13
24	三重						0
25	滋賀						0
26	京都	2	1				3
27	大阪	4	5	1		1	11
28	兵庫	2	2	3	1		8
29	奈良	2					2
30	和歌山	1	2			1	4
31	鳥取				1	1	2
32	島根	1	2	1	2		6
33	岡山	1	1		1		3
34	広島	4	5	2		4	15
35	山口			5	2		7
36	徳島		1	1			2
37	香川	1					1
38	愛媛	3	1		1	2	7
39	高知					1	1
40	福岡	2	6		2		10
41	佐賀						0
42	長崎	2			3	1	6
43	熊本			3		1	4
44	大分	2		1			3
45	宮崎	4	2	1			7
46	鹿児島	1	1		2		4
47	沖縄	1	1				2
99	日本国外		1				1
計		82	58	34	30	28	232

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

## 第5 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について

### 1 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進

平成25年6月12日に一部改正法が施行された戦没者等の妻に対する特別給付金については、時効失権を防止する観点から、平成25年4月1日に権利を取得したと思われる者に対して、昨年7月厚生労働省から個別請求案内を送付し、制度の周知と請求勧奨を行った。

送付件数約45,000人に対し、平成25年11月末現在受付件数34,113人である。

郵送した個別請求案内が宛先不明で返送されてきたもの約1,300件については、昨年9月都道府県に対し住所調査の依頼を行った。

住所調査の報告期限は本年1月31日である。居住地県におかれては、調査対象者（不達者調査リスト）全員の調査が終了していなくても、一旦期限時点での調査結果の報告をお願いします。その後、継続調査が可能な者は引き続き調査を行い、不可能な者はその理由を報告していただきたい。

新住所が判明した者に対しては、厚生労働省から新住所宛てに個別請求案内を送付する。

### 2 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止への取組

平成23年10月1日に一部改正法が施行された戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、時効失権を防止する観点から、同月厚生労働省から支給要件に該当すると思われる者に対して個別請求案内を送付し、制度の周知と請求勧奨を行った。

送付件数約6,100人に対し、平成25年11月末現在受付件数は、5,230人である。

請求期間は本年9月30日までであり、厚生労働省では個別請求案内を送付した者で未請求の生存者を調査して、4月以降再案内を送付することを予定している。

各都道府県におかれては、再案内送付後も未請求のままの者に対し、市区町村と連携して郵送又は電話により個別の請求案内を行っていただきたい。

## 第6 昭和館・しょうけい館の活用促進

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室での実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成26年度は、佐賀県及び石川県で開催を予定している。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や企画展、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、また、両館の連携を深めるなど来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等について配慮いただきたい。